（別記様式第１号）

計画作成年度	令和２年度
計画変更年度	令和３年度
計画変更年度	令和５年度
計画主体	奈良県吉野町

吉野町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　吉野町暮らし環境整備課　農林振興室
所在地　奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1
電話番号　０７４６－３２－３０８１
ＦＡＸ番号　０７４６－３２－８８５５
メールアドレス　nourin1@town.yoshino.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・カワウ
計画期間	令和３年度～令和５年度
対象地域	奈良県吉野郡吉野町全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲・野菜・いも類	４４万円	１．２ha
ニホンジカ	水稲・野菜・豆類	６５万円	３．９５ha
	スギ・ヒノキ	４００万円	２３０ｈａ
ニホンザル	野菜・果樹	２０万円	０．０１ha
アライグマ	果樹	０．５万円	０．０１ha
カワウ	アユ・アマゴ・コイ・フナ	８００万円	２．４トン
合　　計	１１品目	１，３２９．５万円	２３５．１７ha

（２）被害の傾向

〇全般

鳥獣の生息数は増加の傾向にある、しかし被害額は減少傾向を示している。その原因として耕作放棄される圃場が増加しているためで、決して被害が減少している訳ではない。

〇イノシシ

吉野町内のほぼ全域の山林に生息し、年間を通じて圃場への侵入や踏み荒らしを行うほか、収穫時期の水稲・野菜・芋類に対する食害が発生している。また、３月から４月にかけて竹林でのタケノコ食害が顕著である。

〇ニホンジカ

吉野町内のほぼ全域の山林に生息し、年間を通じて圃場への侵入がある。特に、田植え直後と収穫時期にかかる水稲の食害が顕著であるほか、小規模農地への被害も増加している。また、植栽したスギ・ヒノキ苗や新芽の食害、成木の皮剥ぎなど林業への被害は減少しているが、夜間に車両と接触する等の事故が多発し、生活への影響もでている。

〇ニホンザル

近年町内において群れによる出没が増えてきており、野菜や果樹被害のみでなく、生活環境にも甚大な影響を及ぼしている。又、群れからはぐれた個体による被害も見受けられる。今後も放任果樹の除去等の対策を継続する他、捕獲活動及び追い払いを実施する必要がある。

〇アライグマ

吉野町内の河川等の周辺に生息し、果樹への食害が見られる。民家等の屋根裏での生息も確認されており、生活環境被害が懸念される。

〇カワウ

吉野川や津風呂湖に飛来し、アユ・アマゴ・コイ・フナの食害被害は以前より減少しているが、今後も追い払い等の対策を継続する必要がある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
農業被害金額	１７４万円	１３０万円
農業被害面積	９．７ha	５ha
被害地区数	１８地区	１４地区
林業被害金額	４２５万円	３００万円
林業被害面積	２４４．８ha	２００ha
被害地区数	１８地区	１４地区
水産被害金額	８４０万円	５００万円
水産被害量	２．７トン	１．５トン

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可による有害鳥獣捕獲を鳥獣被害対策実施隊に委託して実施。 町内を5つの旧町村単位で対策協議会を組織し、被害情報を集約化した。 〇イノシシ 鳥獣被害対策実施隊に委託して、銃器による捕獲を行うとともに、当町協議会で保有している24基の捕獲檻を使用して捕獲を行った。 〇ニホンジカ 鳥獣被害対策実施隊に委託して、銃器による捕獲を行うとともに、当町協議会で保有している24基の捕獲檻を使用して捕獲を行った。 〇ニホンザル 鳥獣被害対策実施隊に委託して、動物駆逐用煙火等による追い払いを行うとともに、当町協議会で保有している捕獲檻を設置してた。 〇アライグマ 本町協議会にて、捕獲檻80基体制で捕獲の強化を行った。 【アライグマ防除計画の策定】 （農林水産省 22 近生第 310 号（産）環近地	猟友会会員の高齢化により、捕獲圧の低下が進み、有害鳥獣の増加が危惧される。捕獲圧高めるために、猟友会への入会を条件とした、新規狩猟免許取得者に補助金を支出し、若返りを図っているが希望者が少ない。 捕獲檻においては、地元の要望に応え設置しているが、効果的な捕獲は餌付けに工夫が必要となるため、学習する機会が必要となる。

	野許第 110328011 号の確認済み） 〇カワウ 奈良県猟友会の協力の下、銃器（第二種）による捕獲の他、吉野漁業協同組合・津風呂湖漁業協同組合による動物駆逐用煙火等による追い払いを行った。	
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止対策事業や中山間地域等直接支払制度などを活用して継続して被害圃場の周囲や圃場周辺の山裾へ侵入防止柵を設置。また、これらの対象とならない農地等に対しては町費による防護策材料費の補助等の制度を設けた。防護策の設置については、従来は耕作者の申請に基づき圃場単位で実施していたが、旧町村単位で組織した協議会により効率的な設置計画の下、施工をしている。併せて協議会により現地調査を実施し、被害の発生状況の情報を共有化する方向に進めている。	営農者や集落、旧町村単位で組織している協議会が効果的に被害軽減できるよう侵入防止柵の設置方法を周知しているが、少子高齢化により地域間の取組みに差があり、一体となっての有害鳥獣対策を講じていくのが難しくなってきている。

（５）今後の取組方針

鳥獣被害の軽減を図るため、「有害鳥獣捕獲」「被害防除」「生息環境管理」[「サル複合対策」を重要課題と定め総合的に対策を行う。

① 有害鳥獣捕獲
・出没が頻発する地域や被害が甚大な地域を中心にICTを活用した捕獲檻の設置を行い、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマの効率的な捕獲を推進する。
・鳥獣被害対策実施隊の高齢化等を考慮し、新規の狩猟免許取得の推進を今後も継続する。
・報奨金や出動経費を出し、銃器を用いた捕獲活動を進め、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ被害の軽減を強化する。
② 被害防除
・協議会を中心に侵入防止柵の整備に関する取組、追払い活動を今後も行う。
・効果的な防護柵設置方法の周知を継続する。
・協議会を中心に集落の農地全体を電気柵や金網柵等で囲う、効率的な防除施設の設置を継続する。
③ 生息環境管理
・放任果樹除去の重要性について周知を継続する。
・雑木林の刈払い等により里地、里山の整備を進める協議会に対して助成を行う。
④ サル複合対策
・空砲等による追い払いや捕獲活動を実施する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、猟友会吉野支部員の中から被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を隊員に任命する。令和２年度における隊員数は１４名であり任命された隊員の中から、隊長を選出し、当町との情報を密にした上で、被害圃場に出没する有害鳥獣の生息場所分析を行い、迅速且つ効率的に捕獲を実施する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度 ～ 令和５年度	イノシシ ニホンジカ	出没が頻発する地域や、被害が甚大な地域に、要望により捕獲檻の設置を行い、効率的な捕獲を実施する。又、旧町村単位で組織している協議会に、侵入防止柵の購入補助金を支出する。鳥獣被害対策実施隊の報奨金等の上乗せを行い捕獲活動を進めていく。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 産子数が多いことで個体数の変動が大きく、野外調査では生息密度の把握が困難である。しかし、圃場や集落付近に生息・出没する個体を対象に捕獲を強化することで、被害軽減効果が見込まれる。また、近年の捕獲実績と被害状況の相関性を鑑み、捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。 ○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画－第６次－を勘案して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。 ○ニホンザル 近年の出没報告数を勘案し、動物駆逐用煙火等による追い払いや捕獲檻設置による捕獲を実施する。 ○アライグマ アライグマ防除実施計画に基づき、近年の捕獲数と被害状況を勘案し、出没形跡があれば捕獲檻の設置を実施する。 ○カワウ 被害状況と日々の捕食量より捕獲数を設定し、動物駆逐用煙火等による追い払いや銃器による駆除を継続して実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	１００頭	１００頭	１００頭
ニホンジカ	１５０頭	１５０頭	１５０頭
ニホンザル	２０頭	２０頭	２０頭
アライグマ	２０頭	２０頭	２０頭
カワウ	５羽	５羽	５羽

捕獲等の取組内容
○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画－第4次－に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行う。捕獲手段として、主に銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、被害届等の報告に基づき被害多発地域を重点化し、加害個体を優先的に捕獲することで被害軽減を目指す。また、侵入防止柵設置箇所へ捕獲檻等を設置し、捕獲活動を推進・捕獲目標数を達成する。捕獲実施時期は、年間を通じて設定する。 ○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画－第6次－に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行う。捕獲手段として、主に銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、被害届等の報告に基づき被害多発地域を重点化し、加害個体を優先的に捕獲することで被害軽減を目指す。また、侵入防護柵設置箇所へ捕獲檻等を設置し、捕獲活動を推進・捕獲目標数を達成する。捕獲実施時期は、年間を通じて設定する。 ○ニホンザル 自治会や区長の被害・苦情の届けにより、追い払いを実施するほか効果的と考えられる場所に捕獲檻等を設置しての捕獲や銃器等による捕獲を実施する。 ○アライグマ 被害が拡大するおそれがあり、特定外来生物であることから、吉野町アライグマ防除実施計画に基づき、箱わなを活用した捕獲を実施し、地域から可能な限り個体を排除する。 ○カワウ 動物駆逐用煙火等による追い払いや銃器による駆除を継続して実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
獣害被害を防止するため、各種柵の設置等を行っているが依然として被害が多発していることから、有効射程距離が長く、遠くの目標に正確に当てることが可能なライフル銃を使用することで、より効果的に捕獲を行う。また本町は木の産地であり、さくらの名所でもあることから、ライフル以外の散弾銃を使用した場

合、沢山の立木や苗木に傷を付けてしまう。そのため、散弾銃よりライフル銃を使用している。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防護柵 （電気柵・メッシュ柵等材料支給） ７，０００ｍ	侵入防護柵 （電気柵・メッシュ柵等材料支給） ７，０００ｍ	侵入防護柵 （電気柵・メッシュ柵等材料支給） ７，０００ｍ

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和３年度 ～ 令和５年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ カワウ	鳥獣被害対策実施に委託して、銃器による捕獲を行う。又、出没が頻発する地域や被害が甚大な地域で捕獲檻を使用し、効果的な捕獲を強化していく。 動物駆逐用煙火等により追い払い活動を展開していく。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
吉野町役場　暮らし環境整備課農林振興室	捕獲許可の交付を行うと同時に、町民への注意喚起、対策行動の統括を執る。

吉野町教育委員会	教育機関・PTAへの情報提供のほか、通学時の安全確保を行う。
吉野警察署　生活安全課	町民への安全確保及び注意喚起、パトロールの強化を行う。
（一社）奈良県猟友会吉野支部	有害鳥獣捕獲活動を行う
地元自治会	対象鳥獣の出没・被害状況の把握と関係機関への情報提供を行う。
吉野中央森林組合	林業従事者への作業等の自粛を周知する。
吉野町農業委員会	農作業従事者への作業等の自粛を周知する。

（２）緊急時の連絡体制

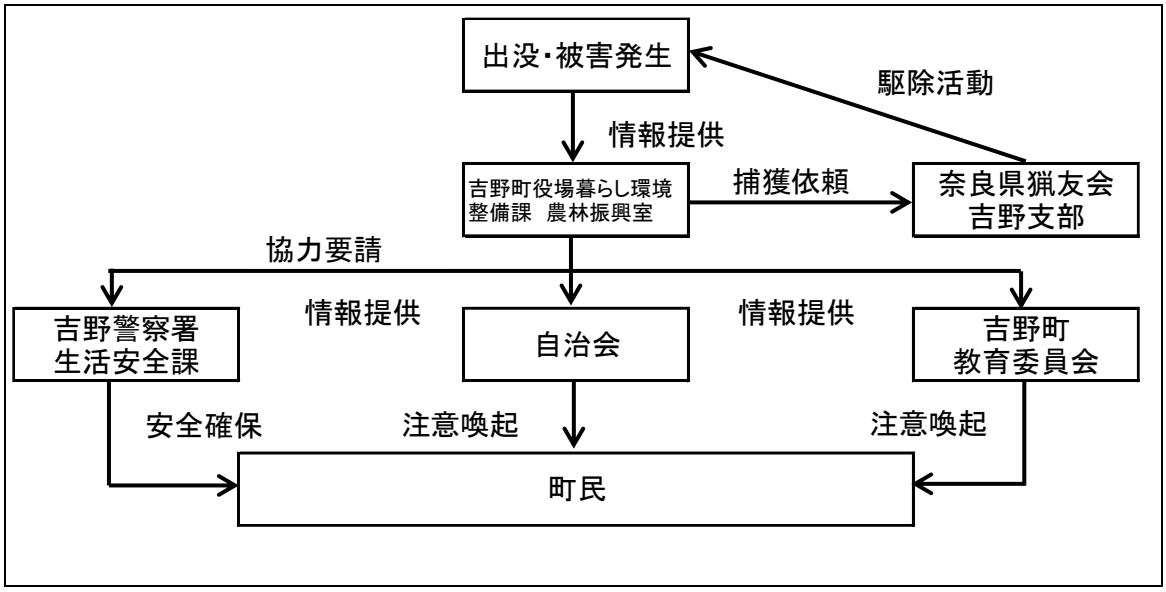

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在、処理施設での埋設を中心に処理を行っている。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本町の捕獲頭数だけで事業化するのは難しい。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	吉野町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　　割
吉野町	吉野町協議会の運営

	地区協議会の運営支援 被害軽減のための各種活動 専門家との調整 地元指導者の育成及び狩猟者の育成 有害鳥獣に係る情報の提供
奈良県南部農林振興事務所	有害鳥獣に係る情報の提供と助言指導
（一社）奈良県猟友会吉野支部	鳥獣被害対策実施隊の活動 有害鳥獣捕獲・駆除の実施 狩猟技術の指導
奈良県農業協同組合 吉野営農経済センター	被害軽減のための各種活動

（２）関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役　　割
吉野警察署　生活安全課	鉄砲所持者に対する安全指導 鳥獣被害の情報提供と助言・指導
地元自治会	地域協議会による有害鳥獣に係る情報の連絡、地元住民への協力
吉野町農業委員会	農地における鳥獣被害の情報提供
吉野中央森林組合	山林における鳥獣被害の情報提供
吉野漁業協同組合吉野支部	吉野川における鳥獣被害の情報提供
津風呂湖漁業協同組合	津風呂湖における鳥獣被害の情報提供

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣捕獲、被害調査などの被害対策を任務とする鳥獣被害対策実施隊員は、猟友会吉野支部員の中から被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者、１４名を隊員に任命した。又新たに、わな猟免許取得者からなる箱罠を管理する鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲頭数を増やし農作物被害を防ぐ。今後は、関係機関等との連携を図り効果的な捕獲に取り組むとともに、実施隊員を増やしていく。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手・技術指導者の育成などにより、被害防止対策に係る人材の育成確保を行っていく。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本として対策が重要であり、地域住民が鳥獣害対策を実施していく体制づくりを目指す。合併前の旧町村単位で鳥獣害対策協議会を設立し、地域の実情に沿った被害防止の為、侵入防止柵の設置や環境整備を行い、効率的且つ効果的な被害軽減策を実施する。